平成２４年（フ）第７４号
石川県七尾市石崎町ホ部47番地
破産者　澤井　一栄
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第２号
山梨県富士吉田市上吉田２丁目10番４号　櫻コートエレガンス202号
破産者　後藤　照夫
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第２９７号
静岡市駿河区馬渕３丁目16―17　サマックス青島103号室、住民票上の住所静岡市葵区八千代町19番地
破産者　成岡　道子
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７４号
静岡県沼津市戸田2014番地の１
破産者　監物　　淳
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２５３号
静岡県富士市大淵95番地の82、前住所静岡県富士宮市小泉2263番地の27
破産者　遠藤　鈴栄
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３３２号
静岡県浜松市東区大蒲町85番地の14　エスポワール105
破産者　小林　統子
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４００号
静岡県磐田市大原691番地１　レイク・ビュー102、破産開始決定時の住所静岡県磐田市今之浦４丁目１番地１　エンブレム磐田今之浦404
破産者　東浦　正夫
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４０１号
静岡県磐田市今之浦４丁目１番地１　エンブレム磐田今之浦404
破産者　東浦　　忍
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４０３号
静岡県磐田市福田4058番地
破産者　寺田　善紀
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
愛知県豊川市東名町２丁目７番地　サンステージ豊川Ｃ棟101号
破産者　クラフト・サポート・リバースこと
小林　智和
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第８８５号
京都府京田辺市薪小山55番地の５
破産者　吉川　敏行
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４２９号
広島市中区光南２丁目24番14―401号
破産者　ＴＩＰＴＯＰこと　佐久間正彦
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４８９号
熊本市東区健軍本町14―39　アーバンハイツ401号、破産手続開始決定時の住所熊本県宇土市松山町1544番地12
破産者　久米田伸二
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２号
鹿児島県姶良市池島町33番地７、住民票上の住所鹿児島県姶良市蒲生町西浦532番地３
破産者　平田　　昇
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１５９号
沖縄県浦添市城間３丁目３番17―501号　フリーベル浦添
破産者　与那嶺清昌
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１７７３１号
千葉県柏市高田1077番地
破産者　株式会社エイチエム・サービス
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１１２号
東京都足立区花畑１丁目８―11―102
破産者　飯塚　正弘
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５４３号
東京都豊島区要町２丁目８番６号、商業登記簿上の本店所在地東京都練馬区西大泉３丁目21番24号
破産者　株式会社フロンティア
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部